

違法な野外焼却は犯罪です！

廃棄物（ごみ）を庭や空き地など野外で焼却したり、ドラム缶等を利用して焼却することは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止されています。

違法な野外焼却は、近隣の方々に迷惑をかけるとともに、周辺の生活環境に悪影響を与えますので、絶対に行わないようにしてください。

違反者には、厳しい処罰が科される場合があります。

（5年以下の拘禁刑若しくは1千万円以下の罰金、又はこれを併科）

例外となる野外焼却

次に掲げる焼却は、例外として行うことが認められていますが、周囲に迷惑がかかるような場合には、行政指導等の対象となります。また、煙や悪臭などにより、他の方に健康被害や損害を与えた場合は、加害事実は免責されず、損害賠償の対象となることもあります。可能な限り焼却を控え、周囲の方へ配慮していただきますよう、お願いします。

○ 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

※どんど焼きなど、焼却そのものが宗教行事として行われているようなものが該当します。

○ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

※その田畑で生育した稲わらやもみ殻等を焼却する行為が該当します。

※自宅から出るごみや庭草などを一緒に焼却することは認められません。

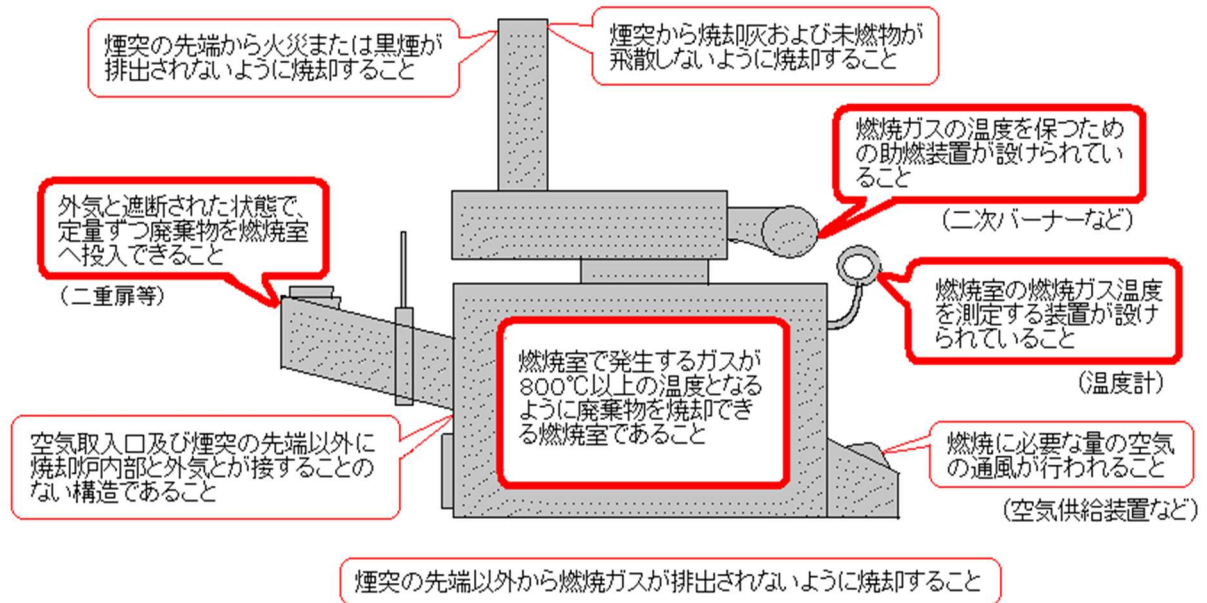
○ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつた軽微なもの

※暖を取るためのたき火などが該当しますが、近隣の方が迷惑を感じるような場合は、指導の対象になります。

○ 法令の規定等に従って行われる廃棄物の焼却

※基準に適合した焼却炉（※裏面をご覧ください。）を使用する場合などが該当します。

使用できる焼却炉



違法な野外焼却の例 (※例外は表面を確認)



焼却設備を用いない野外焼却



庭先での野外焼却



畑での野外焼却



ドラム缶による野外焼却